内閣総理大臣　　　様

経済産業大臣　　　様

東京電力ホールディングス株式会社社長　　様

**トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める署名**

政府は、2021年4月13日、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う「トリチウム等を含むALPS処理水」の海洋放出方針を決定しました。海洋放出については、多くの国民、福島県民が様々な懸念を抱き、反対の意思表示をしています。しかし、これらの懸念や反対意見に対して十分な回答や説明がなされないままに、一方的に海洋放出の方針決定がなされたことは、極めて不誠実です。

さらに、漁業関係者との「関係者の理解なしには如何なる処分も行わない」という約束を反故にし、漁業関係者の強い反対を押しのけて決定したことは、原発事故による大きな被害の上に、さらに「人々に犠牲を押し付けながら廃炉・汚染水対策を進める」という廃炉方針に他なりません。

海洋放出による影響は、「風評」にとどまらず、多くの漁業従事者、生産者に廃業の不安や後継者育成へのあきらめを抱かせるなど、生業が再び奪われる危機的な問題を抱えています。福島県の生産者団体は、「不安や風評被害が発生せず本県漁業・水産業をはじめすべての産業において復興が阻害されず着実に進展していけるということに確信が持てるまでは、海洋放出に反対する。」と表明しています。

ALPS処理水は、事故を起こした原子炉から発生する放射能汚染水であり、通常の原発から出るトリチウム汚染水とは濃度も量も全く違います。国及び東京電力には、2年後の海洋放出の強行をせず、処分方針の再検討を強く求めます。そして、ALPS処理水の陸上保管を継続し、トリチウムの除去についても積極的に技術開発に取り組み、安全な処理方法の確立と漁業者はもとより国際社会や国民の理解と世論形成を行うことを強く要請します。

【　要　請　事　項　】

一、東京電力福島第一原子力発電所のトリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出は、国際社会および国民の理解が得られない限り強行しないこと。

一、ALPS処理水の処分方針を再検討し、陸上保管を継続しつつ、トリチウムの除去の技術開発など安全な処理方法の確立に努め、海洋放出を強行しないこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　前 | 住　　　　　　　　　所 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 呼びかけ団体 | 取り扱い団体 |
| 「原発のない福島を！県民大集会」実行委員会問い合わせ先：「原発のない福島を！県民大集会」実行委員会事務局　　　　　　　　960-8105　福島県福島市仲間町4-8　ラコパふくしま４階　　　　　　　　　福島県平和フォーラム内　TEL　024-522-6101 |  |